

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

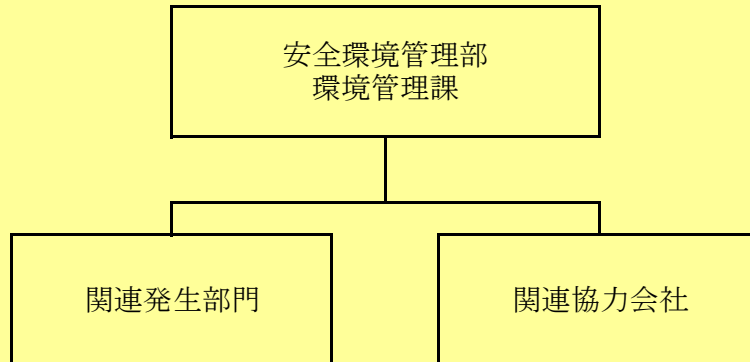
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 5 月 24 日	
姫路市長 殿	
提出者 住 所 姫路市大津区吉美380番地	
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) ヤマトスチール株式会社 代表取締役社長 山内靖彦	
電話番号 079-273-1010	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	ヤマトスチール株式会社
事 業 場 の 所 在 地	姫路市大津区吉美380番地
計 画 期 間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	製鋼・製鋼圧延業(2221)
② 事 業 の 規 模	製品出荷額 73,356百万円
③ 従 業 員 数	320名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2023 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	鉍さい、汚泥、廃油、繊維くず、木くず、鉄屑、廃プラ
	排 出 量	18,490t, 898t, 40t, 31t, 44t, 54,543t, 994t
	(これまでに実施した取組) ①可能な限り工程内リサイクルを推進する。②可能な限り発生抑制を考慮した製造方法を検討する。	
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	鉍さい、汚泥、廃油、繊維くず、木くず、鉄屑
	排 出 量	18,090t, 800t, 50t, 30t, 45t, 55,000t
	(今後実施する予定の取組) 2023年度と同様	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生した産業廃棄物を混在しないように徹底して、保管を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 2023年度と同様

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(2023 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄屑	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	54,543 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①可能な限り資源化及び燃料利用を推進する。②新たな再生利用を先を確保する。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	鉄屑	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	55,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	2023年度と同様		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(2023 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	鉍さい、汚泥、廃油、繊維くず、木くず、廃プラ		
	全処理委託量	18,490t, 898t, 40t, 31t, 44t、994t		
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	①関係法令を順守し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ②産業廃棄物の適正処理を行う。 ③定期的に処理業者の現地確認を行う。 ④電子マニフェスト導入により、法令順守の強化を行う。			

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい、汚泥、廃油、繊維くず、木くず		
	全処理委託量	18, 090t, 800t, 50t, 35t, 45t		
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	①関係法令を順守し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ②産業廃棄物の適正処理を行う。 ③定期的に処理業者の現地確認を行う。 ④電子マニフェスト利用により、法令順守の強化を行う。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1, 000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物フローチャート

